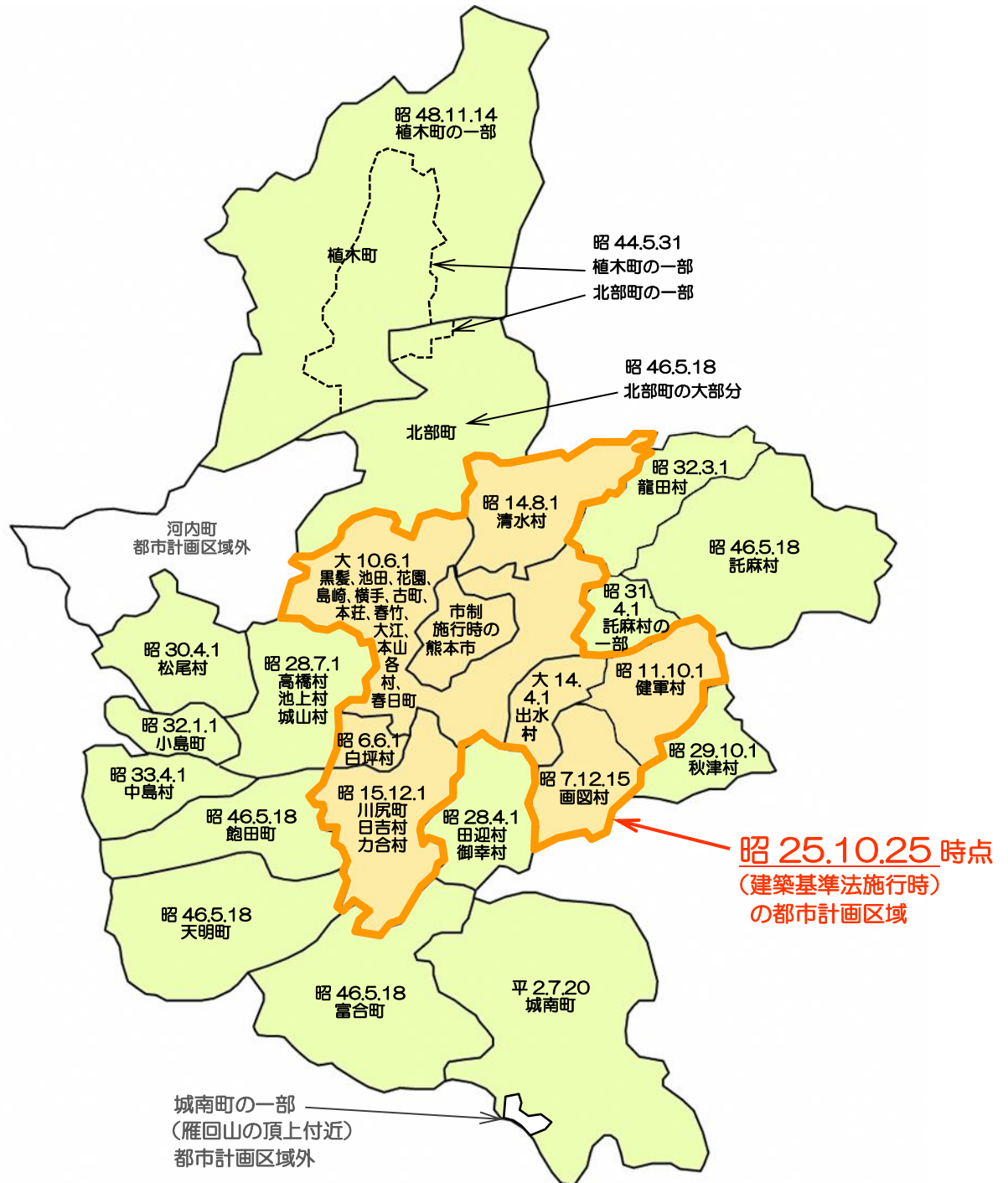


熊本市 の 都市計画区域の変遷

都市計画区域とは、都市計画の基本理念である健康で文化的な都市生活及びな都市活動を確保するため、都市計画法及びその他の法令の規制を受けるべき土地の範囲である。

現在の熊本市域の各地域が都市計画区域に指定・編入された時期は下図のとおり。



■ 都市計画区域外であれば・・・

- 建築基準法第3章の規定（集団規定）が適用されない。
- 建築基準法第6条第1項第4号建築物の建築確認の手続きが原則不要。
- ※土砂災害特別警戒区域内であれば必要な場合あり